

第 1 回 発電水利に係る不適切事案レビュー委員会

日 時：平成 19 年 9 月 10 日（月） 13:30 ～ 15:30

場 所：中央合同庁舎 2 号館低層棟
国土交通省第 1 会議室

【配布資料一覧】

- ・ 議事次第
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 委員会規約（案）
- ・ 委員会全体スケジュール
- ・ 資料「第 1 回 発電水利に係る不適切事案レビュー委員会」

議 事 次 第

1. 開会

2. 開会の挨拶

3. 委員の紹介

4. 議事

(1) 委員会の規約について

(2) 水力発電をめぐる不適切事案と再発防止策について

(3) 発電水利の課題について

(4) その他

6. 閉会

第1回 発電水利に係る不適切事案レビュー委員会
委 員 名 簿

	氏名	所 属
委員	小川 芳樹	東洋大学経済学部教授
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委員	高 巖	麗澤大学国際経済学部教授
委員	藤吉 洋一郎	大妻女子大学文学部教授
委員長	宮村 忠	関東学院大学工学部教授

(敬称略:五十音順)

発電水利に係る不適切事案レビュー委員会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「発電水利に係る不適切事案レビュー委員会」（以下「委員会」という）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、発電水利に係る不適切事案をめぐる一連の経緯をレビューし、再発防止策の評価と今後の指導のあり方や、発電水利に係る不適切事案が特に多かったことを踏まえ、発電水利の制度的な課題（許可期間、許可条件のあり方等）について、幅広い観点からの指導や助言を頂くことを目的とする。

（委員の委嘱）

第3条 委員は、学識経験等のある者のうちから、河川局長が委嘱する。

（委員会）

第4条 委員会には委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 委員長は、委員会の目的を達成するために必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は原則として公開で行う。
- 5 委員会における議論の概要については、あらかじめ委員に確認の上、公表するものとする。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、河川局水政課水利調整室及び河川環境課流水管理室に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

（雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成 19 年 9 月 10 日から施行する。